

住民監査請求の手引き

始良市監査委員事務局

令和7年6月1日

目 次

Q1	住民監査請求とは何ですか？	1
Q2	住民監査請求は誰にでもできますか？	1
Q3	住民監査請求の対象となる事項とはどのようなものですか？	2
Q4	住民監査請求はいつでもできますか？	3
Q5	住民監査請求の請求書は、どこに提出するのですか？	5
Q6	住民監査請求は誰を対象にできますか？	5
Q7	住民監査請求の請求書はどこに提出するのですか？	6
Q8	監査の結果に不服がある場合はどうしたらよいですか？	7
Q9	違法又は不当である理由は、なぜ書かなくてははいけませんか？	7
Q10	市に損害がない行為等については、なぜ住民監査請求ができないのですか？	8
Q11	監査委員に求めることができる必要な措置には何がありますか？	8
Q12	事実証明書は必ず添付しなくてはなりませんか？	9
Q13	住所・氏名などは必ず書かなくてはなりませんか？	9
Q14	住民監査の請求書を提出してから結果が出るまでに何日かかりますか？	9
Q15	住民監査請求に基づく監査はどのような流れで行われますか？	10
Q16	監査の結果に不服がある場合はどうしたらよいですか？	11
	住民監査請求の提出及び問合せ先	11

Q1 住民監査請求とは何ですか？

A1 住民監査請求は、始良市（以下「市」といいます。）の住民が、市の長、行政委員会、委員などの執行機関又は市の職員について、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実（→Q3）があるときに、監査委員に対し、監査を求めて、その防止や是正などの必要な措置（→Q11）を講じるよう請求することができる制度です（地方自治法第242条）。

この制度は、市の財務行政の適正な運営を確保し、市の住民全体の利益を守ることを目的としています。

Q2 住民監査請求は誰にでもできますか？

A2 請求される方は、市の住民でなければなりません。

●住民監査請求ができる住民とは

①市に住所を有する者

ただし、未成年者や成年被後見人などの行為能力を有しない方は、法定代理人の同意などを得ることが必要です。

請求される方は、複数人であっても構いません。

②市に本店の所在地又は主たる事務所などを置く法人

③市に活動の拠点を置く団体

町内自治会、マンション管理組合、PTA、青年団、サークルなどの人格のない社団なども、その代表者により請求ができますが、団体としての実態を備えていること（事務局、会計などを定める会則を整備しているなど）や活動実績があることなどの証拠となる書類の提出を求められます。

Q3 住民監査請求の対象となる事項とはどういうものですか？

A3 住民監査請求の対象となる事項は、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実に限られます（地方自治法第 242 条第 1 項）。

違法とは、法令の規定に違反することをいい、不当とは、違法ではないものの行政上実質的に妥当性を欠くこと又は適当でないことをいいます。

●「財務会計上の行為」とは

①公金の支出（補助金の支出、給与の支給など）

公金とは、法令上市又はその機関の管理に属する現金、有価証券をいいます。

②財産の取得・管理・処分（土地の取得、損害賠償請求権の放棄など）

財産とは、公有財産、物品、債権、基金をいいます。

③契約の締結・履行（売買契約の締結、工事請負契約の履行など）

契約とは、市を一方の当事者とする売買、貸借、請負その他の契約をいいます。

④債務その他の義務の負担（予算額を超える借入金の決定など）

債務その他の義務とは、市に財務上の義務を生じさせるものをいいます。

※上記の財務会計上の行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合においても住民監査請求をすることができます。

●「怠る事実」とは

①公金の賦課・徴収を怠る事実（下水道使用料の賦課、市税の徴収を怠るなど）

賦課とは、法令や条例などに基づいて税、手数料又は使用料などの金額を確定させることをいいます。

公金の賦課・徴収を怠る事実の例としては、条例により使用料を納めるべき者に対し故意に使用料を賦課しないこと、課税された市税を理由なく徴収しないことなどが挙げられます。

②財産の管理を怠る事実（公有財産の保全管理、債権管理を怠るなど）

財産の管理を怠る事実の例としては、市営住宅（公有財産）に不正に入居している者に対して理由なく法令に基づく措置を取らないこと、条例に基づく貸付金（債権）が貸付目的以外に使われているにもかかわらず漫然と放置していることなどが挙げられます。

Q4 住民監査請求はいつでもできますか？

A4 住民監査請求は、正当な理由がある場合を除いて、財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、行うことができません（地方自治法第242条第2項）。

請求される方は、財務会計上の行為から1年を経過して請求書を提出する場合、請求書において、1年を経過したことの正当な理由を示す必要があります。

●財務会計上の行為のあった日又は終わった日とは

①「あった日」

違法又は不当な財務会計上の行為の「あった日」とは、公金の支出をした日や、契約を締結した日などのように、一時的な行為のあった日をいいます。

②「終わった日」

違法又は不当な財務会計上の行為の「終わった日」とは、市有地の使用貸借契約の満了した日などのように、ある一定の期間継続する行為の終わった日をいいます。

●正当な理由とは

①天変地異があった場合

②財務会計上の行為などが秘密裡にされた場合に限らず、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為などの存在又は内容を知ることができなかった場合（最高裁判決平成14年9月12日）

※「正当な理由」に請求される方の個人的な事情は含まれません。

※正当な理由があったと認められるかどうかについては、住民が、財務会計上の行為などの存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかなどによって監査委員が判断します。

なお、怠る事実について行う住民監査請求については、その事実が継続している限り、請求の期間制限はありませんが、①怠る事実が終了した場合や、②怠る事実が財務会計上の行為に起因する場合は、期間制限を満たす必要があります。

●怠る事実について期間制限を満たす必要がある場合

①怠る事実が終了した場合

怠る事実が終了した場合の例としては、理由もなく課税されていなかった建物が課税された場合や放置されていた債権が徴収された場合などが挙げられます。

財務会計上の行為の終わった日から1年を経過したときは住民監査請求をすることができないのと同様に、怠る事実の終わった日から1年を経過したときは住民監査請求をすることができません（最高裁判決平成19年4月24日）。

②怠る事実が財務会計上の行為に起因する場合

怠る事実を対象とする監査請求であっても、関係職員などの違法又は不当な財務会計上の行為に基づいて発生した請求権を行使しないことが財産の管理を怠る事実であるとして住民監査請求を行うときは、怠る事実に係る請求権の発生原因である財務会計上の行為のあった日又は終わった日を基準として期間制限を適用すべきであるとされています（最高裁判決昭和62年2月20日）。

例えば、「違法に安く土地を売却したことにより発生した損害賠償請求権を行使しないこと」が、違法に財産の管理を怠る事実であるとして住民監査請求を行うときは、土地の売却のあった日を基準として、1年を経過したときは、住民監査請求を行うことはできません。

Q5 住民監査請求の請求書は、どこに提出するのですか？

- A5 請求書の受付は、始良市監査委員事務局で行っています。
請求される方は、請求書と事実証明書とを直接お持ちになるか、郵送してください。
FAXや電子メールでの受付はできません。

担当	始良市監査委員事務局
電話	市役所代表 0995-66-3111 内線 520・521
住所	〒899-5492 始良市宮島町25番地 (始良市役所本館5階)

Q6 住民監査請求は誰を対象にできますか？

- A6 住民監査請求の対象となる者は、市の①長、②委員会、③委員又は市の④職員（以下「関係職員など」といいます。）に限られます（地方自治法第242条第1項）。

●住民監査請求の対象となる者とは

- ①長とは、市長をいいます。
- ②委員会とは、市の教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- ③委員とは、監査委員をいいます。
- ④職員とは、すべての職員をいいます。

※議会及び議員は住民監査請求の対象とはできません。

※関係職員などの特定においては、氏名まで指定する必要はなく、例えば「本件公金の支出を行った職員」や「本件公金の支出について責任を有する者」などとして特定することもできます。

Q7 住民監査請求はどのように行えばよいですか？

A7 住民監査請求は、その要旨を記載した文書を監査委員に提出して行います（地方自治法施行令第172条）。

具体的には、地方自治法施行規則第13条に規定された様式により調製された書面（以下「請求書」といいます。）に事実を証する書面（以下「事実証明書」といいます。）を添えて行うこととされています。

監査委員は、提出された請求書と事実証明書（→Q12）により、監査を行う必要があるかどうかの判断を行います。

請求書を、監査委員に提出する際の記入例は、次のとおりです。

始良市職員措置請求書

〇〇に対する措置請求の要旨

※〇〇には、(1)において請求の対象とする市長、委員会、委員などの執行機関又は市の職員を具体的に記載してください。

1 請求の要旨

※次の事項について記載してください。

(1)請求の対象となる執行機関・職員

※誰（請求の対象となる者）が

(2) 請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実

※いつ、どのような財務会計上の行為を行っているのか。

(3)違法又は不当とする理由

※その行為は、どのような理由で違法若しくは不当なのか。

(4)市に生じている損害

※その結果、どのような損害が発生しているのか。

(5)求める必要な措置

※どのような措置を請求するのか。

※請求の対象となる財務会計上の行為から請求までに1年が経過している場合は、次の事項についても記載してください。

(6)財務会計上の行為から1年が経過して請求する正当な理由

※なぜ請求までに1年以上を要したか。

2 請求者

住所

氏名 ※必ず、自署してください（押印不要）。

連絡先電話番号

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

年 月 日

始良市監査委員（あて）

※請求書は、横書き縦書きを問いません。

Q8 住民監査請求の対象となる事項はどの程度特定するのですか？

A8 住民監査請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実は、個別的、具体的に特定する必要があります。

●個別的・具体的の程度とは（最高裁判決平成2年6月5日）

- ①財務会計上の行為又は怠る事実を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではありません。
- ②財務会計上の行為又は怠る事実を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要します。
- ③財務会計上の行為又は怠る事実が複数である場合には、財務会計上の行為又は怠る事実の性質、目的などに照らしこれらを一体とみてその違法又は不当性を判断するのを相当とする場合を除き、財務会計上の行為又は怠る事実を他の行為などと区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要します。
- ④監査請求書及びこれに添付された事実証明書の各記載、監査請求人が提出したその他の資料などを総合しても、監査請求の対象が①～③の程度に具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定を欠くものとして不適法であり、監査委員はその請求について監査をする義務を負いません。

Q9 違法又は不当である理由は、なぜ書かなくてははいけませんか？

A9 住民監査請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実は、違法又は不当なものに限られます（地方自治法第242条第1項）。

請求される方は、請求書に記載する財務会計上の行為又は怠る事実について、どのような理由で違法又は不当なのかを示す必要があります。

Q10 市に損害がない行為等については、なぜ住民監査請求ができないのですか？

A10 住民監査請求の制度は、住民が、監査委員に対し、関係職員などの違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実に対する監査及び防止、是正の措置を請求することで、市の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保することを目的としています。

そのため、監査の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実は、市に何らかの損害を与えるもので、ひいては住民全体の利益に反するものでなければなりません。

よって、住民監査請求は、たとえ違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実があっても、市に財産的な損害が発生し又は発生しようとしていると認められない場合は、行うことができません（最高裁判決平成6年9月8日）。

請求される方は、請求書に記載する財務会計上の行為又は怠る事実について、どのような損害が発生し又は発生しようとしているのかを示す必要があります。

Q11 監査委員に求めることができる必要な措置には何がありますか？

A11 請求される方が、監査委員に対し講ずべきことを求めることができる措置は、財務会計上の行為の①防止、②是正、怠る事実を③改めること、財務会計上の行為又は怠る事実によって市の被った④損害の補てんのために必要な措置に限られます（地方自治法第242条第1項）。

請求される方は、請求書に記載する財務会計上の行為又は怠る事実について、どのような措置が必要であると考えているのかを示す必要があります。

●監査委員に求めることができる必要な措置とは

- ①財務会計上の行為を事前に防止するために必要な措置（行為の差止めなど）
- ②財務会計上の行為を事後に是正するために必要な措置（行政処分の無効、取消しなど）
- ③怠る事実を改めるために必要な措置（原状回復、代執行、職員の転任など）
- ④財務会計上の行為又は怠る事実によって市が被った損害の補てんのために必要な措置（損害賠償請求の提訴など）

Q12 事実証明書は必ず添付しなくてはなりませんか？

A12 住民監査請求では、請求される方は、違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、その内容を証する書面を添える必要があります（地方自治法第242条第1項）。

事実証明書として何を添付するかの定めは特にありませんが、一般的なものを挙げると、次のとおりです。

●事実証明書の例

- ①公文書開示制度により入手した財務会計書類などの写し
- ②公文書開示制度により入手した関係職員などの作成した公文書の写し
- ③請求される方などが市に対して行った照会の回答
- ④違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実についての報道記事

Q13 住所・氏名などは必ず書かなくてはなりませんか？

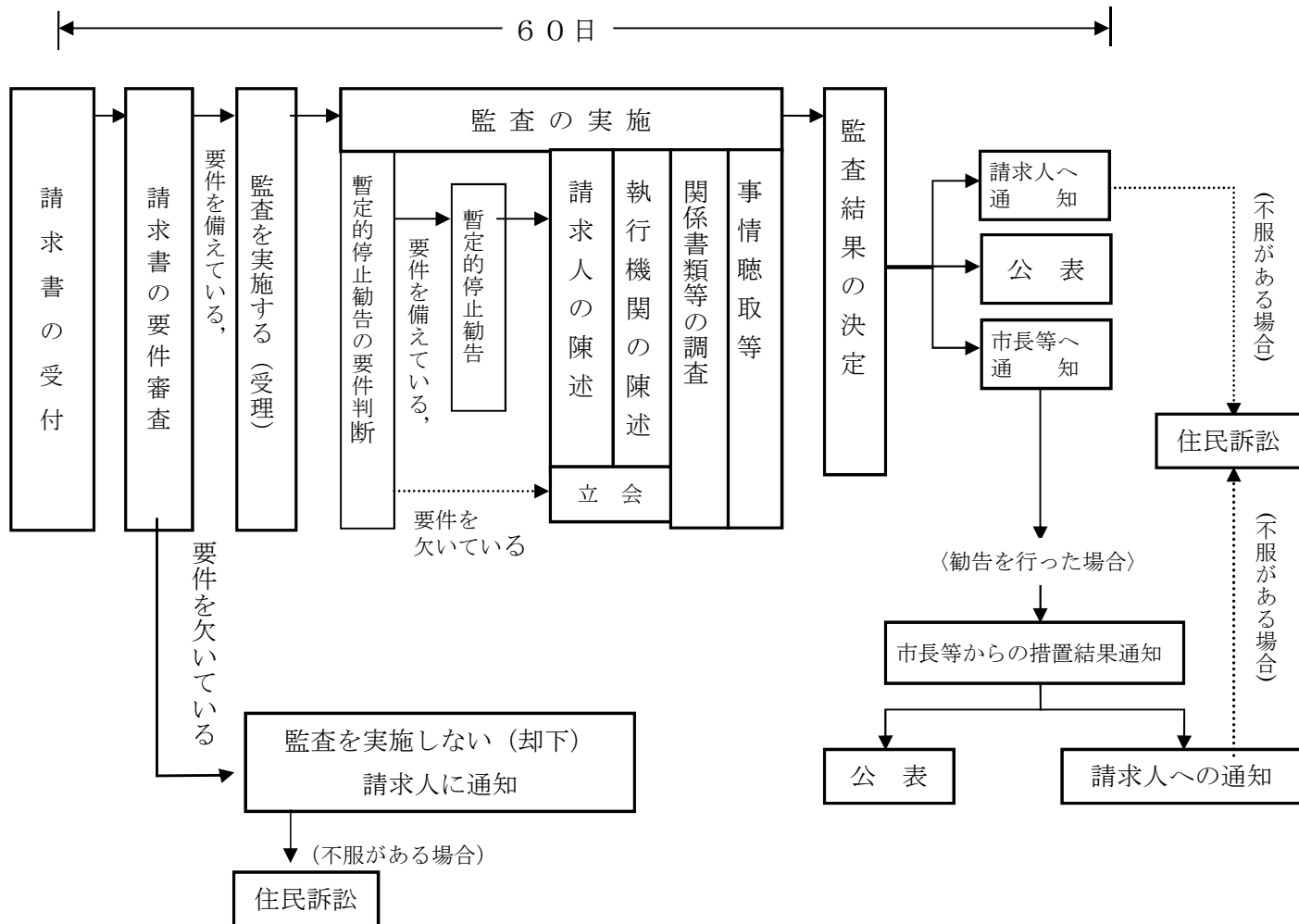
A13 請求書には、請求される方の住所・氏名を記載（氏名にあっては自署）する必要があります（地方自治法施行令第172条）。

Q14 住民監査の請求書を提出してから結果が出るまでに何日かかりますか？

A14 住民監査請求に基づく監査委員の監査は、住民監査請求があった日から60日以内に行われます（地方自治法第242条第6項）。

Q15 住民監査請求に基づく監査はどのような流れで行われますか？

A15 監査委員が請求書を受付けてから、その結果を請求された方（表中では「請求人」としています。）へ、通知するまでの流れは、次のとおりです。



- ⇒ 要件審査は、監査の対象事項が市の財務会計上の行為であるかどうか、請求人の住所要件などについて行います。
- ⇒ 要件を欠く場合でも、請求の要旨を変えずに容易に補正することができるものについては、補正を求めることがあります。
- ⇒ 「監査を実施しない」は、訴訟上の「却下」に該当します。
- ⇒ 住民訴訟については、出訴期間が定められています（→Q16。地方自治法第242条の2）。

Q16 監査の結果に不服がある場合はどうしたらよいですか？

A16 請求された方は、違法な財務会計上の行為又は怠る事実についての住民監査請求による監査の結果に不服がある場合、住民訴訟を提起できます（地方自治法第242条の2）。

不当な財務会計上の行為又は怠る事実は、住民訴訟の対象事項とはなりません。
詳しくは、裁判所にお問合せください。

●住民訴訟を提起できる場合とその期間

- ①監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合
(請求が却下され監査が実施されなかったことに不服がある場合も含まれます。)
監査の結果又は勧告の内容の通知があった日から30日以内
- ②勧告を受けた市長などの措置に不服がある場合
措置に係る監査委員の通知があった日から30日以内
- ③請求をした日から60日を経過しても、監査委員が、監査又は勧告を行わない場合
60日を経過した日から30日以内
- ④勧告を受けた市長などが措置を講じないことを不服とする場合
勧告に示された期間を経過した日から30日以内

住民監査請求の提出及び問合せ先

始良市監査委員事務局（始良市役所本館5階）

〒899-5492 始良市宮島町25番地
電話：代表0995-66-3111内線521